

新型コロナウイルス感染症流行期の自宅待機・療養について

報告は、入力フォーム https://req.qubo.jp/u_shizuoka/form/houkoku

学生は学生室 054-264-5009 教職員は総務室 054-264-5102

相談は、健康支援センターへ 医務室 054-264-5117 健康増進室 054-264-5200

必ず『健康観察表』を記入し、登校・出勤時に健康支援センター（医務室・健康増進室）提出し健康確認を受ける



○発熱等の風邪症状（のどの痛み、咳など）がある場合

『発熱等の症状がみられる場合』症状消失・解熱後、解熱剤を使用せずに平熱が3日間続くまでは出席停止です
風邪薬使用中も休みましょう

解熱剤を使用しないで解熱した日



『健康観察表』をつける

- ・かかりつけに受診する
- ・発熱等受診相談センター（054-249-2221）へ相談する
- ・新型コロナの自己検査をする*1

*1. コロナの自己検査等で『陽性』の結果が出た場合 → 報告フォームに入力

[tps://shizuoka-jikokensa.jp/](https://shizuoka-jikokensa.jp/) 「自己検査・療養受付センター」登録サイト（静岡県）



○濃厚接触の可能性と連絡があった場合（自宅待機期間）

接触のあった人が陰性なら結果が出るまで

陽性なら、感染者と最後に接触した後5日間自宅待機

○濃厚接触した場合（自宅待機期間）

新型コロナウイルス感染者と濃厚接触があった者（濃厚接触者）などは、不要不急の外出を避け、接触日の翌日から5日間の自宅待機をとする。

陽性者との接触から2日目と3日目に抗原検査を実施し2回とも陰性が確認できれば3日目で解除可能とする。

0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
最終接触日 同居の場合感染対策ができた日						外出可

この期間に症状がある場合、医療機関に相談又は自己検査を行う



0日	1日目	2日目	3日目	4日目
最終接触日 同居の場合感染対策ができた日		抗原検査 (-)	抗原検査 (-)	外出可

薬局等で販売されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使い2・3日目にご自身で検査し、2回陰性を確認できれば3日目から待機解除可能保健所への待機解除の確認は不要

@医務室より連絡したメールにキットの写真（薬事承認と分かる）を送ってください

待機解除になっても、その後に発症する場合があります

7日間を経過するまでは以下の点などの感染対策をお願いします。

- ・検温など健康状態の確認
- ・マスクの着用等の感染対策
- ・高齢者など重症化リスクの高い方との接触等は避ける
- ・感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける

○新型コロナ陽性になった場合（自宅療養期間）

0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	
発症日	自宅療養（隔離期間）							症状確認				
	解熱						症状あり		症状なし=解除			
無症状検査日	自宅療養（隔離期間）							解除 健康観察表を健康支援センターで確認後、外出可 職場や講義室へ				

自分で健康観察・感染対策を続ける<10日間>

新型コロナウイルス罹患者への対応

・有症状患者（変更）

発症日から7日間経過し、かつ、解熱剤を使用せずに解熱し24時間経過した場合で、8日目に呼吸器症状がない場合は、8日目に解除可能とする。

咳など呼吸器症状がある場合は10日目まで隔離、11日目に解除可能とし10日を超え症状がある場合は、主治医に相談すること。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、

- ・解除前に個別の電話で症状確認を行う
- ・健康観察表での健康チェックを行う
- ・授業等で1m離れ会話は控える、食事は黙食し1人で摂る
(人とマスクありで1m、マスクなしでは2m間隔をあける)
- ・課外活動には参加しないこと
- ・学外においても会食をしないこと
- ・手洗い・手指の消毒（マスクや顔を触った場合は必ず）を行うこと
- ・不織布マスクを正しくつけること

など自主的な感染予防行動の徹底を必須とする。

(学外実習がある場合は、実習先の指示に従う…11日目解除など)

* コロナの自己検査等で『陽性』の結果が出た場合（静岡県）

[tps://shizuoka-jikokensa.jp/](https://shizuoka-jikokensa.jp/) 「自己検査・療養受付センター」登録サイト



2022年10月6日現在 * 今後も変更の可能性あり